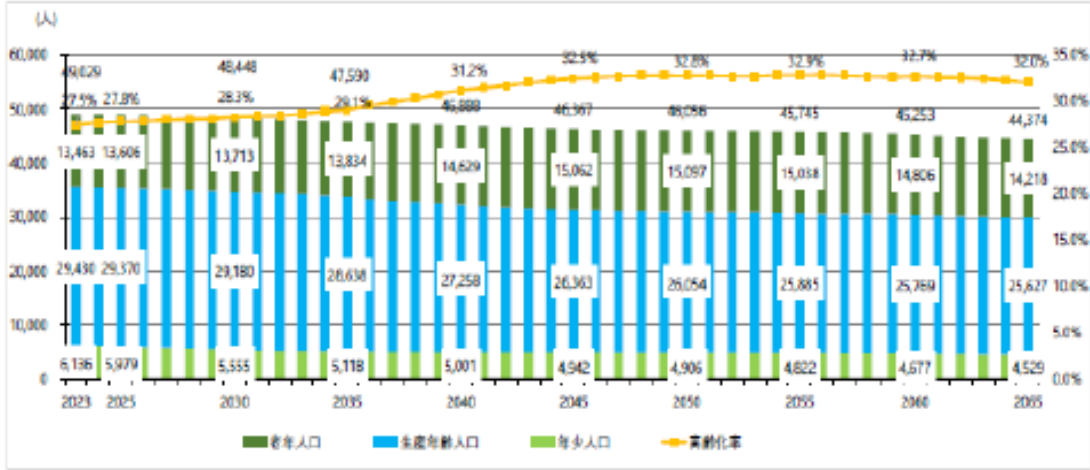


該当ページ	旧	新
6ページ	2 検討背景について (1) 寒川町を取り巻く社会的課題 日本が直面している少子高齢化や人口減少は、寒川町においても回避できない課題となることが予測されます。この現象などにより寒川町では人口構造が変化してきており、次の課題などの深刻化が予測されます。 <u>① 地域経済の活力低下</u> 人口減少による労働力人口の不足や消費者数の減少により消費市場が縮小され、企業活動や地域経済の活力が失われる恐れがあります。 <u>② 社会保障制度の負担増加</u> 高齢者が増加し、年金や医療費の負担が増大する一方、それを支える働き手が減少することで、社会保障制度の負担が増加する恐れがあります。 <u>③ インフラの維持困難</u> 公共交通や公共施設の利用者が減少することにより維持管理負担が大きくなり、施設の運営が困難になる恐れがあります。また、社会保障制度の負担増加や人口減少に伴う税収減によりインフラの維持が困難となり、住環境が悪化する恐れがあります。 <u>④ 地域コミュニティの活力低下</u> 若年層の都市部への流出が進むと地域の人口が減少し、地域コミュニティ活動が減少します。これにより地域のイベントや活動が減少し、町民同士の交流が希薄になることで、地域文化や伝統が失われる恐れがあります。	2 寒川町における地方創生の課題について (1) 地方創生の取り組み 寒川町では、出生数の低下や東京への一極集中などによる少子高齢化及び人口減少といった課題に直面しています。これを受けて、町は持続可能なまちづくりを目指し、人口の現状分析と将来展望、目指すべき将来の方向を記載した人口ビジョンを平成 28 年に策定しました。その後、コロナ禍を経た人流の変化を考慮し、改めて人口推計をシミュレーションするとともに、町を取り巻く外部要因等の再調査を行い、人口減少、少子高齢化といった困難な課題に関係者が引き続き力を合わせて取り組んでいけるよう令和 6 年に人口ビジョンを改定しました。寒川町全域の人口は 2023 年に 49,029 人でしたが、2065 年には 35,661 人と約 27%減少することが見込まれています。 また、寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口ビジョンに記載する目標人口等の達成を目指し、地域課題への対応やまちの魅力の向上に資する取り組みを進めています。 なお、少子高齢化や人口減少に伴って、深刻化が予想される課題は次のとおりです。 <u>① 地域経済の活力低下</u> 人口減少による労働力人口の不足や消費者数の減少により消費市場が縮小され、企業活動や地域経済の活力が失われる恐れがあります。 <u>② 社会保障制度の負担増加</u> 高齢者が増加し、年金や医療費の負担が増加する一方、それを支える働き手が減少することで、社会保障制度の負担が増加する恐れがあります。 <u>③ インフラの維持困難</u> 公共交通や公共施設の利用者が減少することにより維持管理負担割合が大きくなり、施設の運営が困難になる恐れがあります。また、社会保障制度の負担増加や人口減少に伴う税収減によりインフラの維持が困難となり、住環境が悪化する恐れがあります。 <u>④ 地域コミュニティの活力低下</u> 若年層の都市部への流出が進むと地域の人口が減少し、地域コミュニティ活動が減少します。これにより地域のイベントや活動が減少し、町民同士の交流が希薄になることで、地域文化や伝統が失われる恐れがあります。

該当ページ	旧	新																																																							
		<table><tr><th>年</th><th>老年人口</th><th>生産年齢人口</th><th>年少人口</th><th>高齢化率</th></tr><tr><td>2023</td><td>13,461</td><td>29,430</td><td>6,136</td><td>27.5%</td></tr><tr><td>2025</td><td>13,606</td><td>29,366</td><td>5,967</td><td>27.8%</td></tr><tr><td>2030</td><td>13,713</td><td>29,089</td><td>5,419</td><td>28.4%</td></tr><tr><td>2035</td><td>13,834</td><td>28,358</td><td>4,718</td><td>28.5%</td></tr><tr><td>2040</td><td>14,620</td><td>26,347</td><td>4,255</td><td>32.3%</td></tr><tr><td>2045</td><td>15,002</td><td>24,505</td><td>3,921</td><td>34.5%</td></tr><tr><td>2050</td><td>14,941</td><td>23,169</td><td>3,708</td><td>35.7%</td></tr><tr><td>2055</td><td>14,733</td><td>21,794</td><td>3,492</td><td>36.8%</td></tr><tr><td>2060</td><td>14,290</td><td>20,486</td><td>3,189</td><td>37.6%</td></tr><tr><td>2065</td><td>13,455</td><td>15,371</td><td>2,834</td><td>37.7%</td></tr></table> 図 1-1 寒川町人口ビジョン（令和6年改定） 将来人口推計	年	老年人口	生産年齢人口	年少人口	高齢化率	2023	13,461	29,430	6,136	27.5%	2025	13,606	29,366	5,967	27.8%	2030	13,713	29,089	5,419	28.4%	2035	13,834	28,358	4,718	28.5%	2040	14,620	26,347	4,255	32.3%	2045	15,002	24,505	3,921	34.5%	2050	14,941	23,169	3,708	35.7%	2055	14,733	21,794	3,492	36.8%	2060	14,290	20,486	3,189	37.6%	2065	13,455	15,371	2,834	37.7%
年	老年人口	生産年齢人口	年少人口	高齢化率																																																					
2023	13,461	29,430	6,136	27.5%																																																					
2025	13,606	29,366	5,967	27.8%																																																					
2030	13,713	29,089	5,419	28.4%																																																					
2035	13,834	28,358	4,718	28.5%																																																					
2040	14,620	26,347	4,255	32.3%																																																					
2045	15,002	24,505	3,921	34.5%																																																					
2050	14,941	23,169	3,708	35.7%																																																					
2055	14,733	21,794	3,492	36.8%																																																					
2060	14,290	20,486	3,189	37.6%																																																					
2065	13,455	15,371	2,834	37.7%																																																					
追加	追加																																																								

該当ページ	旧	新
追加	追加	(2) 持続可能な発展に向けた戦略 寒川町人口ビジョンには、次の概要のとおり3つの目指すべき将来の方向を定めました。具体的な取り組みは、寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略において事業展開してまいります。 ①「雇用機会の確保と産業の創出」 製造業を中心に安定した雇用の強みを活かし、町外からの通勤者の移住・定住や若者の多様なニーズに応える雇用機会を創出してまいります。また、地域の潜在的な労働力を集め、町民のニーズに沿ったサポートを行い、誰もが安心して働ける地域を目指していきます。 ②「若い世代の子育て環境の整備」 経済的負担の軽減や、仕事と子育てを両立できる地域社会の構築を目指していきます。結婚から子育てまでの切れ目のない支援を行っていきます。 ③「まちの魅力向上と認知度の向上」 交通の利便性や買い物のしやすさに関する課題解決に努めつつ、自然環境や落ち着いた雰囲気を活かした居住の魅力を維持・発信していきます。町の特色を生かした魅力づくりを進め、居住地として選ばれるよう、積極的にまちの魅力を発信していきます。 これらの方向を踏まえて、地方創生に取り組むことで、2065年の目標人口を44,374人に設定し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みを中心にその目標の達成を目指します。  図 1-2 寒川町人口ビジョン（令和6年改定） 目標人口推計

該当ページ	旧	新																					
追加	追加	(3) 人口動態の変化と新たな視点による取り組みの必要性 これまで、寒川町総合戦略で取り組んできた効果もあり、人口は微増傾向で推移してきました。 主に、社会増による人口の増加傾向が続き、その転入理由としては、「製造業を中心とした仕事を理由とした若者」と、「住宅購入」を理由とするファミリー層が多く、近隣市からの転入割合が高いことが特徴として挙げられます。また、これまでの課題としては、近隣市と比べると県外からの転入割合が低く比較的に認知度が低いことや20代前半の転出超過などがあげられます。 これまで続いてきた人口の微増傾向に変化が出てきており、直近1年間（令和6年度）は、人口減少の傾向が続きました。特に、社会増の要因であったファミリー層の転入が減少しており、コロナの収束に伴う都心への人口集中の再開や全国的に人口が減少している中、今後、若年層の人口獲得はさらに困難になることが予想されます。 将来的には、2065年に35,661人と、現状から約27%人口が減少すると想定しています。全国的に見ても人口減少局面に入り、今後、生産年齢人口を中心とした人口減少社会が到来することは避けられず、これまでの住宅購入に伴うファミリー層の獲得による人口増加モデルにもいずれ限界が訪れることなどから、これまでと違うアプローチも必要となってきます。 そのため、定住人口獲得の競争だけでない関係人口の獲得や『「高座」のこころ。』に込めた寒川らしさに共感してくれる方の獲得に向けた施策展開が必要となります。 併せて、地方創生のメインターゲットとなる若年層に支持される、魅力ある地域を築くためには、寒川町特有の強みを生かし、他では模倣できない寒川町独自の魅力を創出することが重要です。他と同じような取り組みを行うのではなく、寒川らしさを強調して独自の価値を持つ地域づくりを進めていくことで認知度の向上を図る取り組みを行います。 <table border="1"> <caption>社会増減の推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>転入 (In-migration)</th> <th>転出 (Out-migration)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>2,234</td> <td>1,997</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>2,121</td> <td>1,728</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>2,102</td> <td>1,829</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>2,207</td> <td>1,952</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>2,180</td> <td>1,915</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>1,994</td> <td>1,876</td> </tr> </tbody> </table> 図 1-3 社会増減の推移（統計月報より作成）	年度	転入 (In-migration)	転出 (Out-migration)	R1	2,234	1,997	R2	2,121	1,728	R3	2,102	1,829	R4	2,207	1,952	R5	2,180	1,915	R6	1,994	1,876
年度	転入 (In-migration)	転出 (Out-migration)																					
R1	2,234	1,997																					
R2	2,121	1,728																					
R3	2,102	1,829																					
R4	2,207	1,952																					
R5	2,180	1,915																					
R6	1,994	1,876																					

該当ページ	旧	新
17ページ	4 整備方針について (1) 施設整備に向けたコンセプト 本事業の目的や背景を踏まえ、ストリートスポーツ関連施設の整備に向けた基本的なコンセプトは次のとおりとします。 ① 整備対象の競技 寒川町が着目しているストリートスポーツには、次のような競技種目があります。 i) スケートボード ・ストリート 街中にある手すりや階段などの障害物(セクション)を利用してトリックを行う種目で、トリックの多様性とクリエイティビティが魅力的なスポーツです。 ・パーク ボウル（深い曲面を持つセクション）やランプ（傾斜のついた面のセクション）を使った、エアートリックやスピン、グラインドなどの多様なトリックが魅力的なスポーツです。 ・ハーフパイプ 半円形の構造物を利用し、パイプの両側を使って上下にトリックを繰り返し、特に大きなジャンプや回転トリックが魅力的なスポーツです。 ii) BMX ・ストリート 街中にある手すりや階段などの障害物(セクション)を利用してトリックを行う種目で、トリックの多様性とクリエイティビティが魅力的なスポーツです。 ・パーク ボウルやハーフパイプを使ってトリックを行い、エアートリックやドリフトなど多様なトリックが魅力的なスポーツです。 ・フラットランド 平坦な地面で自転車のバランスやトリックを競う競技で、回転技術やバランスなどが要求される、高度なスピンやリズム感が魅力的なスポーツです。 ・レーシング 特別に設計されたコースで、ジャンプやターンを駆使してスタートからフィニッシュまでのタイムを競い合う、スピードとテクニックが魅力的なスポーツです。 以上の種目のうち、寒川町におけるストリートスポーツ推進に向けた状況を考慮して、既に世界トップレベルの選手が集まってきている「スケートボードストリート」及び「BMXフラットランド」に特化した施設の整備を検討します。	4 整備方針・目標について (1) 施設整備に向けたコンセプト 本事業の目的や背景を踏まえ、ストリートスポーツパークの整備に向けた基本的なコンセプトは次のとおりとします。 ① 整備対象の競技 寒川町が着目しているストリートスポーツには、次のような競技種目があります。 i) スケートボード ・ストリート 街中にある手すりや階段などの障害物(セクション)を利用してトリックを行う種目で、トリックの多様性とクリエイティビティが魅力的なスポーツです。 ・パーク ボウル（深い曲面を持つセクション）やランプ（傾斜のついた面のセクション）を使った、エアートリックやスピン、グラインドなどの多様なトリックが魅力的なスポーツです。 ・ハーフパイプ 半円形の構造物を利用し、パイプの両側を使って上下にトリックを繰り返し、特に大きなジャンプや回転トリックが魅力的なスポーツです。 ii) BMX ・ストリート 街中にある手すりや階段などの障害物(セクション)を利用してトリックを行う種目で、トリックの多様性とクリエイティビティが魅力的なスポーツです。 ・パーク ボウルやハーフパイプを使ってトリックを行い、エアートリックやドリフトなど多様なトリックが魅力的なスポーツです。 ・フラットランド 平坦な地面で自転車のバランスやトリックを競う競技で、回転技術やバランスなどが要求される、高度なスピンやリズム感が魅力的なスポーツです。 ・レーシング 特別に設計されたコースで、ジャンプやターンを駆使してスタートからフィニッシュまでのタイムを競い合う、スピードとテクニックが魅力的なスポーツです。 以上の種目のうち、寒川町におけるストリートスポーツ推進に向けた状況を考慮して、既に世界トップレベルの選手が集まってきている「スケートボードストリート」及び「BMXフラットランド」に特化した施設の整備を検討します。

該当ページ	旧	新
追加	追加	(4) 本計画における目標及び期待される効果 本計画は、寒川町が<u>若年層に選ばれ続けることにより、持続可能なまちづくりを進めるために、若年層をターゲットとした関係人口の獲得を目標としています。</u>関係人口を獲得することで、定住人口の獲得、地域経済やコミュニティの活性化、人材確保、情報発信の強化などの効果を見込んでいます。また、整備及び運営に係る財源確保については、可能な限り町税によらない財源を確保できるよう努めてまいります。 <u>① 関係人口の獲得の目標</u> 既存の民間施設の実績を参考にするとともに、2019 年に寒川町で開催した世界大会の実績や、民間事業者の意見を参考にストリートスポーツパークの年間の利用者を約 34,000 人と見込んでいます。なお、スポーツパーク周辺を公園として整備し、カフェやレストランを設置することにより、さらなる関係人口の獲得が期待できます。 <u>② 定住人口の獲得の目標（寒川町人口ビジョン）</u> 定住人口については、寒川町人口ビジョンに目標設定しており、寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けた事業などを総合的に実施していくことで、2065 年の人口を現状推移では 35,661 人であるところを 44,374 人確保することを目指しています。 <u>③ 地域経済への効果の見込み</u> ストリートスポーツパークのみの年間の利用者数と観光庁の「2019 旅行・観光消費動向調査」より日帰り客の飲食費に係る消費が 1 人あたり約 2,000 円という数値を基に算出すると、地域内での消費額は年間約 7 千万円を見込んでいます。 <u>④ 整備に係る財源確保の見込み</u> 本計画におけるストリートスポーツパークに係る概算整備費は約 16.4 億円を見込んでいますが、国の地方創生に関する交付金が採択され、整備のうち対象経費の半分は国の補助金として交付を受けられる見込みです。また、ふるさと納税を原資とするまちづくり基金を活用することで、約 11.4 億円の財源を確保できる見込みであるため、一般財源（町税等）からの支出は約 5 億円と見込んでいます。 今後、国や県の補助、クラウドファンディング、ふるさと納税、ネーミングライツなどを活用してさらなる財源確保を図り、一般財源からの支出の削減に努めます。 <u>⑤ 運営に係る財源確保の見込み</u> ストリートスポーツパークの運営費は、類似施設などを参考に年間約 7 千万円と想定していますが、約半分は利用料で賄えると考えており、運営費の一般財源からの支出は約 3 千 5 百万円を見込んでいます。今後、世界大会の誘致などを通じて、さらなる財源確保を図ります。

該当ページ	旧	新																																																										
追加	追加	これらの目標及び見込みの達成状況やこの他の関係人口獲得による効果（人材確保、情報発信の強化）を踏まえ、庁内委員会での進捗評価や外部の学識経験者による検証を実施し、事業の改善を図ります。																																																										
26ページ	ii） 建築基準法 計画地における建築基準法関連規制等は次のとおりです。 表 2-3 建築基準法関連規制等 <table><tr><td colspan="2">日影規制</td><td colspan="2">制限なし</td></tr><tr><td colspan="4">斜線制限</td></tr><tr><td rowspan="2">道路斜線</td><td>適用距離</td><td colspan="2">20m</td></tr><tr><td>勾配</td><td colspan="2">1.5</td></tr><tr><td rowspan="2">隣地斜線</td><td>立ち上がり</td><td colspan="2">31m</td></tr><tr><td>勾配</td><td colspan="2">2.5</td></tr><tr><td rowspan="2">北側斜線</td><td>立ち上がり</td><td colspan="2">制限なし</td></tr><tr><td>勾配</td><td colspan="2">制限なし</td></tr></table> 計画地は用途地域が工業地域であり、建築基準法第四十八条第 12 項の規定に基づき、建築してはならない建築物が位置付けられています。 今回町が検討しているストリートスポーツパークは、関係人口の獲得を目的に、世界大会が開催可能な環境形成を目指しており、必要に応じて<u>建築基準法第四十八条ただし書き許可</u>などを検討した上で、「観覧場（観客席）」の立地を許容することを検討します。	日影規制		制限なし		斜線制限				道路斜線	適用距離	20m		勾配	1.5		隣地斜線	立ち上がり	31m		勾配	2.5		北側斜線	立ち上がり	制限なし		勾配	制限なし		ii） 建築基準法 計画地における建築基準法関連規制等は次のとおりです。 表 4-3 建築基準法関連規制等 <table><tr><td colspan="2">日影規制</td><td colspan="2">制限なし</td></tr><tr><td colspan="4">斜線制限</td></tr><tr><td rowspan="2">道路斜線</td><td>適用距離</td><td colspan="2">20m</td></tr><tr><td>勾配</td><td colspan="2">1.5</td></tr><tr><td rowspan="2">隣地斜線</td><td>立ち上がり</td><td colspan="2">31m</td></tr><tr><td>勾配</td><td colspan="2">2.5</td></tr><tr><td rowspan="2">北側斜線</td><td>立ち上がり</td><td colspan="2">制限なし</td></tr><tr><td>勾配</td><td colspan="2">制限なし</td></tr></table> 計画地は用途地域が工業地域であり、建築基準法第四十八条第 12 項の規定に基づき、建築してはならない建築物が位置付けられています。 今回町が検討しているストリートスポーツパークは、関係人口の獲得を目的に、世界大会が開催可能な環境形成を目指しており、必要に応じて<u>各種手法</u>を検討した上で、「観覧場（観客席）」の立地を許容することを検討します。	日影規制		制限なし		斜線制限				道路斜線	適用距離	20m		勾配	1.5		隣地斜線	立ち上がり	31m		勾配	2.5		北側斜線	立ち上がり	制限なし		勾配	制限なし	
日影規制		制限なし																																																										
斜線制限																																																												
道路斜線	適用距離	20m																																																										
	勾配	1.5																																																										
隣地斜線	立ち上がり	31m																																																										
	勾配	2.5																																																										
北側斜線	立ち上がり	制限なし																																																										
	勾配	制限なし																																																										
日影規制		制限なし																																																										
斜線制限																																																												
道路斜線	適用距離	20m																																																										
	勾配	1.5																																																										
隣地斜線	立ち上がり	31m																																																										
	勾配	2.5																																																										
北側斜線	立ち上がり	制限なし																																																										
	勾配	制限なし																																																										

該当ページ

48ページ

旧

新

10 意見反映について

本事業の目的である地方創生に向けた取り組み及び町民やすがみグリーンライン利用者の満足度向上に向けて、町民及びストリートスポーツ関連関係者の意見などを反映することが非常に重要であると考え、各関係者との関わり方を次のとおり整理します。

(1) 町民意見の反映

より過ごしやすく、多くの方々から愛され続ける公園にするため、町民説明会の開催やパブリックコメントを実施した上で整備を行い、また、公園整備後も意見を反映することにより継続して利用し続けられる公園を目指します。

表 3-2 町民意見の反映に向けた取り組み整理表

意見反映方法	目的	時期・期間	備考
①基本構想・基本計画の周知及び策定	多くの町民に事業の概要を理解していただくため	令和7年度6月	③パブリックコメントの実施、④説明会の開催後に確定
②寒川町スポーツ推進審議会の諮問	スポーツの施設及び設備の整備に関する審議のため	令和7年度4月	基本構想及び基本計画の策定に関連する説明
③パブリックコメントの実施	多くの意見を事業へ反映するため	令和7年度4月から5月 (約1ヵ月間)	基本構想及び基本計画の策定、寒川町都市公園条例一部改正に係る意見聴取
④説明会の開催	多くの町民に事業の概要を共有するため	令和7年度5月 (2日間)	基本構想及び基本計画の策定、寒川町都市公園条例一部改正に係る説明
⑤公園利用に係る意見聴取	供用開始後も可能な限り町民意見を反映することで、より過ごしやすく、多くの方々から愛され続ける公園にするため	随時検討	利便性向上に向けた取り組みを検討

10 意見反映について

本事業の目的である地方創生に向けた取り組み及び町民やすがみグリーンライン利用者の満足度向上に向けて、町民及びストリートスポーツ関連関係者の意見などを反映することが非常に重要であると考え、各関係者との関わり方を次のとおり整理します。

(1) 町民意見の反映

より過ごしやすく、多くの方々から愛され続ける公園にするため、町民説明会の開催やパブリックコメントを実施し意見を反映しました。また、公園整備後も意見を反映することにより継続して利用し続けられる公園を目指します。

表 3-2 町民意見の反映に向けた取り組み整理表

意見反映方法	目的	時期・期間	備考
①寒川町スポーツ推進審議会の諮問	スポーツの施設及び設備の整備に関する審議のため	令和7年度5月	基本構想及び基本計画の策定に関連する諮問に対する答申
②パブリックコメントの実施	多くの意見を事業へ反映するため	令和7年度4月から5月 (約1ヵ月間)	基本構想及び基本計画の策定、寒川町都市公園条例一部改正に係る意見聴取
③説明会の開催	多くの町民に事業の概要を共有するため	令和7年度5月 (2日間)	基本構想及び基本計画の策定、寒川町都市公園条例一部改正に係る説明
④基本構想・基本計画の周知及び策定	多くの町民に事業の概要を理解していただくため	令和7年度6月	③パブリックコメントの実施、④説明会の開催後に確定
⑤公園利用に係る意見聴取	供用開始後も可能な限り町民意見を反映することで、より過ごしやすく、多くの方々から愛され続ける公園にするため	随時検討	利便性向上に向けた取り組みを検討

該当ページ

48ページ

旧

寒川町都市公園条例の一部改正内容（案）

現行	変更案
第7条の2 （略） 2 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10 _____を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。 3～5 （略） （加える）	第7条の2 （略） 2 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10 <u>（（仮称）相模川一之宮公園にあっては、100分の20）</u> を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。 3～5 （略） <u>6 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u>

※本条例の一部改正はパブリックコメントの結果報告後、町議会へ議案の提出を行う予定です。
※今後本条例の一部改正と併せて、都市公園法第 33 条第 1 項を準用した公園予定区域の告示について、町議会へ議案の提出を行う予定です。

新

寒川町都市公園条例新旧対照表

現行	改正案
（公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準） 第7条の2 （略） 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第 290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10 _____を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。 3～5 （略） （加える）	（公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準） 第7条の2 （略） 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第 290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10（令和7年町告示第 号における都市公園を設置すべき区域に設置される都市公園にあっては、100分の20）を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。 3～5 （略） <u>6 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。